

災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定書

大垣市（以下「甲」という。）と大丸板紙加工株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製簡易ベッド等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大垣市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て、避難所の設営等に必要物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

（物資の取引等）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に従い、甲の指定する場所に物資を搬送するものとし、甲は指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を運搬する車両を優先車両として通行ができるよう配慮するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し前条の規定により納品された物資の費用及び運搬に要した費用について、負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に支払う。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

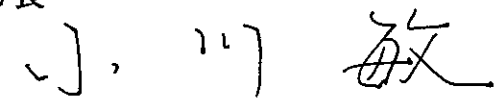
（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について、疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管するものとする。

平成28年11月21日

甲 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市長



乙 岐阜県養老郡養老町船見247番地
大丸板紙加工株式会社
代表取締役社長



様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

様

大垣市長

物資供給要請書

災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(大垣市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

大垣市長

様

会社名

物資供給完了報告書

災害時における段ボール製簡易ベッド等の供給に関する協定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(会社連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	